

## 新旧対照表

いわて保健福祉基金助成金交付規程の運用基準の一部を次のとおり改定する。

改正前	改正後
<p>4 助成期間（第5条関係）</p> <p>(1) 前年度の事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められる事業については、翌年度継続して助成することができるものとする。</p> <p>(2) 前項の場合、同一事業に対する助成は、3年までを限度とする。<del>ただし、東日本大震災津波に係る被災地支援事業で、事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められる事業については、平成27年度も継続して助成することができるものとする。</del></p>	<p>4 助成期間（第5条関係）</p> <p>(1) 前年度の事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められる事業については、翌年度継続して助成することができるものとする。</p> <p>(2) 前項の場合、同一事業に対する助成は、3年までを限度とする。<u>ただし、やむを得ない事由により採択事業を中止または一部のみ実施した場合については、3年を経過した後も、未実施の事業については必要に応じて助成することができるものとする。</u></p> <p>10 実施時期 <u>この運用基準は、令和3年1月28日から施行する。</u></p>
改正理由	<p>災害その他やむを得ない事由により中止あるいは一部のみの実施となった事業については、未実施項目についてのみ、継続して実施できるよう配慮することが必要と認められるため。</p>